

議案第 8 1 号

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 5 月 2 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年さいたま市条例第 6 0 号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第 1（第 4 条関係）			別表第 1（第 4 条関係）		
機関	事務		機関	事務	
			1	市長	国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による保健事業に関する事務であつて規則で定めるもの
<u>1</u>	[略]		<u>2</u>	[略]	
<u>2</u>	[略]		<u>3</u>	[略]	
<u>3</u>	[略]		<u>4</u>	[略]	
<u>4</u>	[略]		<u>5</u>	[略]	
<u>5</u>	[略]		<u>6</u>	[略]	
6	市長	さいたま市中心身障害者扶養共済制度条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 9 5 号）による心身障害者扶養共済制度に関する事務（以下「障害者扶養共済事務」という。）であつて規則で定めるもの			
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1	市長	[略]	1	市長	[略]
		中国残留邦人等の円滑			中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給若しくは生活保護準用事務に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給若しくは生活保護準用事務に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、

		以下「障害者関係情報」という。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親の登録に関する情報であつて規則で定めるもの)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親の登録に関する情報であつて規則で定めるもの
2~18 [略]			2~18 [略]		
19 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの	19 市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、自立支援給付関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
20~28 [略]			20~28 [略]		
29 市長	障害者扶養共済事務であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの			

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、別表第1第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げる改正並びに別表第2第1項及び第19項の改正は、公布の日から施行する。